

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和6年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和7年10月3日

新潟県監査委員	井	上	智	美
新潟県監査委員	斎	京	四	郎
新潟県監査委員	樋	口	秀	敏
新潟県監査委員	樺	澤		尚

令和6年度 包括外部監査結果に基づく措置内容
 テーマ「試験研究機関の財務事務の執行及び管理運営について」

報告書 該当頁	区分	試験研究 機関名	項目	指摘・意見の内容	措置内容
59	意見1	醸造試験場	職員体制、業務の省力化・効率化への対応について	研究員1人あたりの担当件数がかかなり多く、それにより試験研究にかかる時間が少なくなるといえること、また、研究員の高齢化が進んでおり、技術を伝承していく職員が少ないとのことであった。 以上のことから、同試験場の職員数を計画的に増やしていく、もしくは業務の効率化や省力化をしていくとともに、業務削減など、同試験場の実情に応じた対策を検討していくべきである。	定期的なミーティングの実施により研究計画や業務進捗状況を共有し、業務の効率化や平準化を図った。
63	意見2	醸造試験場	毒劇物の管理に関する要領等の策定について	醸造試験場では取扱要領やガイドラインはないとのことであるが、毒劇物については、急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いため、保健衛生上の見地から毒物及び劇物取締法で規制されている。毒劇物の適切な取扱いを徹底させるために毒物劇物等危害防止規程の作成をすべきである。	令和7年4月1日付けで「新潟県醸造試験場における化学薬品管理ガイドライン」を定めた。
63	指摘1	醸造試験場	毒劇物の管理状況の改善について	醸造試験場では、毒劇物の保管されている棚のある部屋は施錠されておらず、棚の鍵は研究室で保管されているとのことであった。研究室に出入りできる者であれば毒劇物が保管されている棚の鍵を持ち出すことができることから、他の者からの監視・確認を受けることなく、毒劇物に容易に接触できる状況にある。なお、監査実施時には試薬棚の鍵を保管している戸棚の施錠はされていなかった。 人体に影響を及ぼすような毒劇物については、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。	「新潟県醸造試験場における化学薬品管理ガイドライン」において、毒劇物の保管されている棚の鍵を管理する責任者を定めた。 また、棚の鍵の使用記録簿を作成するとともに、鍵は金庫内に保管することとした。
64	意見3	醸造試験場	不用物品の処分について	醸造試験場の監査実施時に、不用になった機器等がそのまま置かれている状況が散見されたが、処分ができない理由として、処分を行う事務職員の不足や、処分費（予算）の不足によるとの説明があった。そのため、県に対しては、これら不用物品の処分のための予算措置を講じ、計画的に処分がなされるよう求める。	不用となった物品の処分計画を作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用物品の処分に努める。

65	意見 4	醸造試験場	成果目標の設定について	醸造試験場では「開発した酵母や原料米の普及率の数値目標を設定したり、普及率実績を翌期以降の研究テーマ選定に反映することはしていない」とのことであったが、地域産業への貢献を検証するためには、その試験研究の結果によりどのような効果を期待するのかの具体的な数値目標を設定し、実際にどのように普及したのかの調査が必要であると考えます。	新たに業務計画書様式を作成し、各事業目標について目標到達点の記入欄を設け、具体的な数値目標を設定することとした。
65	意見 5	醸造試験場	事業の期間の長期化について	醸造試験場における試験研究では、外部資金による研究以外は、試験研究期間の終期が定められておらず、また、ほとんどの試験研究が、開始から監査時まで13～19年間継続されている状況にある。試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものと考えます。	新たに業務計画書様式を作成し、年度毎の研究テーマ及び年度末時点の数値目標を設定することとした。
67	意見 6	醸造試験場	研究テーマ選定について	「にいがた産業ビジョン」において、「新潟清酒の振興・新たな酒文化の創造」を掲げていることから、研究テーマの選定にはこの観点も考慮すべきである。また、そのため、醸造試験場運営協議会とは別に、同試験場の研究テーマ選定に関してさらに多様な意見を取り入れるための場を設けるべきと考える。酒そのものだけでなく食事やさらに観光といった分野・業界関係者からの意見聴取も検討されるべきである。	講演会やセミナー等、酒造業界以外の関係者も参集する場を活用し、醸造試験場の業務について説明を行った上で、研究テーマ選定に係る意見聴取を行うこととする。
68	意見 7	工業技術総合研究所	毒劇物の管理規程について	工業技術総合研究所としての毒劇物の管理規程は無く、「下越技術支援センター業務の手引き」の薬品管理および管理事項の規程に従って実施しているとのことであった。しかし両者は別組織であり、工業技術総合研究所独自に毒劇物を管理しているのであれば、同研究所独自の管理規程を作成するべきである。また、上位機関といえる工業技術総合研究所が、下位機関の規程に規律されるということも相当といえない。	工業技術総合研究所における毒劇物を含む薬品管理に関する規程を整備した。

68	指摘 2	工業技術 総合研究 所	毒 劇 物 の 管理につ いて	工業技術総合研究所は、毒物の管理簿の記載によって日常的な在庫数（理論在庫数）を把握できているものの、棚卸を行った際の実際在庫数（棚卸在庫数）と理論在庫数との整合性確認が行われていないとのことであった。 棚卸を実施した際は棚卸在庫数と理論在庫数との整合性確認は必須であり、それを行わなければ棚卸を行う意味が大きく減少してしまうため、棚卸の都度、棚卸在庫数と理論在庫数との整合性確認を行うべきである。	毒劇物の使用の都度記録する管理簿上の理論在庫数と、棚卸を行った際の実際在庫数の整合性を確認する旨を管理規程に明記し、運用の見直しを行った。
69	意見 8	工業技術 総合研究 所	不 用 な 毒 劇 物 の 処 分について	使用期限が切れているが長期間処分されていない毒劇物が多数見受けられた。毒劇物は危険性の高いものであるため、使用期限が切れ今後の使用見込みがないのであれば速やかに処分を進めることが望ましい。処分に関する管理規程を定める等して、計画的に処分が行われるような仕組みを作るべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	工業技術総合研究所における毒劇物を含む薬品管理に関する規程を整備するとともに、不用となった薬品のリストを作成し、処分を実施することとした。 また、他の試験研究機関との共同処分については、見積書を取得し検討した結果、効果が限定的なため行わないこととした。
69	意見 9	工業技術 総合研究 所	産 学 官 共 創ものづく り 推 進 事 業 の 予 算 配 分 の 変 更について	募集案内には予算配分の変更については明示されておらず、どのような基準で変更がなされるのか基準が明確ではない。また、テーマごとの合計点数の順位と、予算の変更幅とが整合しておらず、客観的な基準での予算変更がなされていないように見える。この点から、予算の変更手続について不透明であるといえる。募集案内や実施要項に予算配分の変更があり得ることを明示するとともに、予算配分を変更する場合の基準や、変更時の金額の基準等を定めておくべきである。	当該事業は令和 6 年度で終了したが、今後、類似事業を実施する際は、実施要領等において、予算配分等に関する取扱いを定め、透明性の確保に努めることとした。
70	意見10	工業技術 総合研究 所	共 同 研 究 事業におけ る 対 象 事 業費につ いて	共同研究事業において、当初事業費に含まれていた量産用の金型製作費用が、その後に対象外とされ事業費から除かれていた。それが対象外となる旨の記載がある資料はなく、慣例的に対象外とされているとのことであった。慣例により対応すべきではなく、誰が見ても正確に判断できるよう予測可能性の観点から、対外的な資料に明確に記載しておくべきである。	当該事業の募集案内等に、対象外経費を明記することとした。

71	意見11	工業技術 総合研究 所	職員体制、 業 務 の 省 力 化 ・ 効 率 化 について	職員数は年々減少傾向であるのに対し、技術相談のうち、特に企業訪問件数は令和3年度から令和5年度にかけて年々大きく増加している。研究開発事業も多数あり、それぞれに時間と人手がかかるものである。また、基本的に企業からの協力依頼や相談等があった場合には必ず何らかの形で対応する方針をとっているとのことである。今後もこの傾向が続くと、職員一人あたりの業務負担は増すばかりであり、将来的には業務過多への対応を迫られる可能性が高い。 以上のことから、今後の状況に応じ、職員体制の見直し、もしくは業務の効率化や省力化をしていくとともに、業務削減（本当に全ての協力依頼や相談等に対応する必要があるのか、工業技術総合研究所として特に注力すべき業務は何なのか）を検討していくべきである。	スケジューリングソフトの活用や定期的な業務報告により、研究開発事業や技術相談の進捗状況を共有し、業務の効率化や平準化を図った。
74	意見12	工業技術 総合研究 所	工 業 技 術 年 報 の 研 究 テ マ の 記 載 に つ い て	研究所では「難削材加工技術の開発」を中長期的に取り組む主要テーマに設定しており、毎年度発行している工業技術年報においては、主要テーマのみが記載されているとのことである。現状の工業技術年報の記載では、同一テーマを長期間、継続していると誤認されるおそれがあるため、毎年度、個別テーマを変更・更新し、管理していることが明確に伝わるよう、個別テーマを記載すべきと考える。	工業技術年報に、主要テーマに加えて個別テーマを記載することとした。
75	指摘3	工業技術 総合研究 所中越技 術支援セ ンター	毒 劇 物 の 管 理 に つ い て	毒劇物の棚には鍵がかかっていたものの、その鍵自体が棚の横のドア部に掛けてあり、自由に毒劇物の棚の鍵に接触できる状態にあった。また、職員在室時以外は毒劇物の棚のある部屋自体を施錠することとされていたが、その部屋の鍵は鍵ボックスで管理されており、その鍵ボックス自体が施錠されておらず、職員であれば誰でも容易に鍵を使用できる状態である。 担当職員等も含めた関係者であっても一人で自由に持ち出せることのないように管理しておくべきものであり、少なくとも毒劇物の棚の鍵は一人で自由に持ち出せることのないように、鍵を使用する際に確認を行う管理者を定める、誰がいつ鍵を使用したのか、遡って確認できるような鍵の使用簿を作成する等の対応で鍵の管理方法を改善する必要がある。	令和7年4月1日付けで薬品管理要領を改正し、鍵の管理者や使用簿について定めたほか、新たに暗証番号付きの鍵の保管庫を導入し、管理体制を厳格化した。

75	指摘 4	工業技術総合研究所中越技術支援センター	硝酸ウラニルの管理について	工業技術総合研究所中越技術支援センターでは、使用見込みのない硝酸ウラニルが保管してあるが、同薬物については、廃棄業者がいないため、廃棄できずに長期間保管されたままの状態が続いている。硝酸ウラニルの保管については棚に鍵がかかっているものの、その鍵自体が横のドア部に掛けてあり、自由に棚の鍵を開けられる状態である。硝酸ウラニルは核兵器の原料となる可能性がある化合物であるため、国際規制物資となっており、その管理には非常に強い注意が必要であるにも関わらず、現状においては職員であれば実質誰でも自由に持ち出せる状況にあり、管理体制としては不十分である。 これについては、例えば必ず複数人の承認を受けた上でないと鍵が開けられないような体制を構築する、基本的に職員はその鍵を開けられないような管理方法とする等の体制の構築が急務である。	令和7年4月1日付けで薬品管理要領を改正し、鍵の管理者や使用簿について定めたほか、新たに暗証番号付きの鍵の保管庫を導入し、管理体制を厳格化した。
77	指摘 5	農業総合研究所	研究の実施体制について	研究テーマ「有機栽培の拡大に向けた販売戦略・営農条件の解明」については、担当者の体調不良（休職）により、研究が中止されており、研究成果が獲得できていない。この点について、農業総合研究所の説明によれば、一部の小規模試験については、他の試験研究と異なり主任・副主任の複数体制を取らず、研究員1名での試験研究を実施しているとのことであった。小規模試験であっても、研究テーマとして選定され、当該事業に対して予算を付与した上で業務として行う以上は、担当者が1名欠けたことによって研究自体が中止になってしまうという事態は避ける必要があることから、規模の大小に関わらず、複数体制で行うか、あるいは、引継体制を整備するなど、不測の事態に対応できるようにした上で、実施すべきである。	すべての研究課題について主任と副主任を配置し、複数体制を確保した。
77	意見13	農業総合研究所	研究所の研究の充実に向けた体制整備について	顕著な人員不足とまでは言えないものの、すべての課題に複数体制を確保はできていないものと思料され、ヒアリング調査でも、人員が増えればより充実した研究が実施できる旨の回答がなされている。特に、研究所の中核をなすべき30～40代の職員が少ないことは、研究技術の継承を図る上でも課題であり、年代のバランスを含めて、研究所としての機能・役割を果たすためにも、業務の省力化・効率化を含め適切な業務執行体制を検討すべきと考える。	すべての研究課題に複数体制を確保するとともに、小課題の統合や試験内容の見直しを行った。 また、研修を通じて職員のスキルアップを図るとともに、技術マニュアルや手順書の整備により研究組織として技術の維持に努める。

78	意見14	農業総合研究所	受託研究申込書の修正について	申込者が県外農業者・県外企業者である場合には、要件が加重されることになるが、左記申込書においては、当該研究が県内の農業及び食品産業の振興に「特に有益な」研究課題であることと、県内の農業及び食品産業において利用可能であることの「保証」を記入する項目はない。申込書の記載項目は、要綱で規定された委託者の要件と適ささせて、申込者に記入してもらうのが望ましい。具体的には、申込者が県外農業者・県外企業者の場合には、予定している研究が①県内の農業及び食品産業の振興に「特に有益な」研究課題であること、②県内の農業及び食品産業において利用可能であることが「保証」できることを記載する欄を申込書に設けるべきと考える。	「受託研究申込書」に、県外農業者・県外企業者から申し込まれた受託研究が、県内の農業及び食品産業の振興に有益な研究課題であること、県内の農業及び食品産業において利用可能であることを確認する項目を追加した。
79	意見15	農業総合研究所	民間受託研究の審査方法について	本来は例外的であるはずの県外農業者・県外企業者が委託者であるケースが過半数を超えている状況からしても、民間受託研究の採否に当たっては、委託者が県内農業者・県内企業者である場合とそうでない場合との要件の差異を考慮し、大まかであっても、具体的な審査項目を設け、審査評点を付すことによって決定する方式が望ましい。	「受託研究申込書」に研究成果の公開可否及び利用法に関する記載欄を追加したほか、「受託研究調書」に県内の農業及び食品産業に及ぼす影響や効果について具体的に記入する欄を追加し、委託者が県内農業者・県内企業者である場合とそうでない場合との要件の差異を明確化するように運用を見直した。
81	意見16	農業総合研究所	民間受託研究における追跡調査の実施について	研究成果が県内の農業や食品産業において利用可能であることを「保証」できることが要件とされている以上、実際に、県内の農業や食品産業において利用可能な状況になっているかどうかの検証は重要である。上記のとおり、県外農業者・県外企業者が委託者であるケースが過半数を超えている状況も考慮し、事後のアンケート調査等の方法によって追跡調査を行い、「保証」が履行されていることを検証するべきと考える。	委託者が県外農業者・県外企業者である場合には、受託研究が終了し一定期間が経過した後、委託者に対し商品化の動き等の研究結果の利用状況についてアンケート等による追跡調査を行うこととした。

82	意見17	農業総合研究所	カーボンゼロ実現に向けた農業技術開発事業について	当該研究においては、数値としての成果目標が設定されておらず、研究成果の普及に向けた取組・展開についても、「新潟県地中熱利用研究会と連携し、地中熱ヒートポンプの有効活用を検討中」とされている。 にいがたAFFリーディングプラン」で掲げられた温室効果ガス削減生産方式取組面積の15%増加という目標に対して、当該研究の成果がどの程度貢献するものであるかの検証が困難と考えられることから、数値化された成果目標（例えば、CO₂排出量の削減率の目標や研究成果の普及率の目標）を設定することが望ましいと考える。	当該研究について、数値化された成果目標の設定を行った。
83	意見18	農業総合研究所	競争的研究費の光熱水費への充当について	農業総合研究所によれば、施設の維持管理費（光熱水費）の不足分について、競争的研究費の一部を間接経費として補填したとのことであった。また、補填した光熱水費について、当該競争的研究費の対象となる研究実施のための光熱水費との関連付け・紐付けは行っていないとのことであった。 この点、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」からすれば、競争的研究費の一部を間接経費として施設の維持管理費（光熱水費）に充てること自体は、許容されると解されるも、上記共通指針によれば、「間接経費」は、「競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費」と定義され、その用途については、「競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する」とされている。また、間接経費は、被配分機関において作成が求められる間接経費の使用に関する方針等に則り、「計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保すること」が求められている。これらからすれば、競争的研究費の一部を光熱水費に充当することが許容されるとしても、本来は、助成対象となる研究のために使用した光熱水費に充当することが望ましく、間接経費として支出した光熱水費と助成対象となる研究との間の関連付け・紐付け（算出根拠）をすることが望ましい。	間接経費の対象となる研究課題の採択後、速やかに研究員の研究課題毎の負担割合に基づき当該年度に想定される維持管理費（光熱水費）を算出するよう運用を見直した。

84	意見19	農業総合研究所	不 用 薬 品 の 処 分 に つ いて	農薬の保管庫に使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「新潟県農業総合研究所農薬・試薬等の取扱要領」においては、「不用農薬・試薬等は、使用する農薬・試薬等と区分して保管し、できる限り速やかに処分するものとする」と規定されている（新潟県農業総合研究所農薬・試薬等の取扱要領12条2項）。不用な薬品を長期間放置しておくことにより、必然的に盗難や誤使用等のリスクも増加することになるから、不用となった時点でできる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	不用となった薬品のリストを作成し、処分を実施した。 また、他の試験研究機関との共同処分については、見積書を取得し検討した結果、効果が限定的なため行わないこととした。
84	意見20	農業総合研究所	駐 車 場 の 整 備 に つ いて	農業総合研究所の敷地内の通路上に車両が所狭しと駐車されており、研究所の入口付近など、本来駐車が予定されていないと思われるスペースにも車両が駐車されており、施設内事故の発生や、災害時の車両の往来の点などの防災上の問題が懸念される。また、公的研究機関として相応しい外観・体裁を保つことも相当と考える。駐車区画をきちんと整備した上で、整然と車両を駐車させるべきである。	駐車区画の整備を検討するなど、適切な保安管理に努める。
85	意見21	農業総合研究所	防犯カメラ の 設 置 に つ いて	農業総合研究所については、機械警備（セコム）は設置されているが、防犯カメラは設置されていない。同研究所の敷地内には、日中であっても部外者が容易に出入りできる常況であり、農機具や農業機械等の高額な物品が置かれている倉庫内にも侵入が可能であるから、防犯カメラの設置を検討すべきと考える。	防犯カメラの設置を検討するなど、適切な防犯に努める。
86	意見22	農業総合研究所作物研究センター	不 用 物 品 の 処 分 に つ いて	故障を理由として使用が予定されていない物品が存在しているが、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。	不用となった物品のリストを作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用物品の処分に努める。
87	意見23	農業総合研究所高冷地農業技術センター	不 用 物 品 の 処 分 に つ いて	故障を理由として使用が予定されていない物品が存在しているが、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。	不用となった物品のリストを作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用物品の処分に努める。

88	意見24	農業総合研究所中山間地農業技術センター	不 用 物 品 の 処 分 に つ いて	使用が予定されていない物品が存在しているが、使用予定がないのであれば、長期に亘り保管を継続するのではなく、新潟県物品会計規則の規定に従い、計画的に処分を進めるべきである。	不用品となった物品のリストを作成し、処分を実施した。 引き続き、計画的な不用品の処分に努める。
89	意見25	農業総合研究所佐渡農業技術センター	生 産 物 の 売 払 い に つ いて	農業総合研究所佐渡農業技術センターからのヒアリング調査によれば、同センターの研究により生じた農産物を売り払う場合、購入者から現金で回収する、また、販売は一人で行うことも多いとのことであった。 職員が一人で現金を回収するとなると、潜在的・不可避免的に不正のリスクが生じてしまうことになる。透明性を担保する観点から、複数の職員の立会いのもとで行うことが望ましい。	生産物の売払いにあたっては、センター内の複数の職員が代金回収に立ち会うように努めるほか、販売と売上確認は異なる担当が行い、販売予定数と精算時に齟齬がないか確認を徹底することとした。
89	意見26	農業総合研究所佐渡農業技術センター	研 究 の 人 員 体 制 に ついて	研究課題の実績評価は「C評価」（計画よりやや遅れ・一部不十分）とされている。この点、同センターからのヒアリング調査によれば、担当職員の入れ替わりが研究の進捗に影響を及ぼしているとのことであった。担当者の交代により研究に支障（遅延）が生じるような事態は避けるべく、引継体制を整備すべきと考える。	担当者の交替にあたっては、業務引継書を作成し研究に支障が生じないように引継ぎを徹底した。
90	指摘6	水産海洋研究所	毒 劇 物 の 管 理 体 制 について	「試薬等の保管・使用・取扱要領」では、保管庫鍵を受領する際には委員長（所長）への口頭での申し出のみとなっており保管庫鍵の受払簿等が無いため、記録として残らないことになる。その場合、接触可能であった者について記録化されていないため、委員長（所長）の記憶以外の証拠がないことになる。「使用者は、試薬等を使用するときは、『試薬等受払簿』に使用者名、使用年月日、使用量を記入し、『使用責任者』に承認を受け、保管区分に応じて試薬等の保管庫鍵を受領する」との要領を設け、毒劇物の使用内容とともに鍵の受領についても承認を得るとの取組を取れば、保管庫鍵の受領についても記録化することが可能となることから、より厳格で安全な取扱手続きを求める必要があると考える。	保管庫鍵の受払簿を整備し、使用者名、使用年月日、使用目的、使用責任者の承認等について記録するよう保管庫鍵の管理の適正化を図るとともに、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」に所要の改訂を行った。

91	意見27	水産海洋 研究所	不 用 な 試 薬 等 の 処 分について	使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定していることから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	試薬管理簿に使用期限等を記録し、定期的な処分を実施することとする。 また、他の試験研究機関との共同処分についても検討し、適切な管理に努める。
92	指摘 7	水産海洋 研究所	競 争 的 資 金に係る内 部 監 査 の 実施につい て	「新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施することを規定しているが、同研究所からの回答では、「不正防止計画推進部署である総務課が、適正な研究費の執行となるよう通常業務の中で内部牽制を行っている」とのことであったが、上記規程の内部監査は実施されていないことが判明した。そこで、上記規程に従った内部監査をきちんと行うべきである。	「競争的資金を中心とした公募型の研究資金の内部監査の手引き」を策定し、不正防止計画推進部署である総務課と連携して内部監査を実施することとした。
92	意見28	水産海洋 研究所	設 備 の 老 朽 化 等 に ついて	調査船設備、高圧電気設備、海水取水施設（ポンプ、高架水槽、ろ過槽等）、飼育関連建屋等に破損、老朽化等が認められ、また、通信設備の空中線及び鉄塔等には撤去が望ましいものがあるとのことであった。 施設の破損老朽化については営造物責任（国家賠償法第2条）が生じることがないようにするだけでなく、施設に勤務する職員のために職場環境を整えるという点からも対応が必要となる。機能保全計画を策定のうえ、緊急性の高いものから順に対応すべきと考える。	修繕・撤去等が必要な施設等を取りまとめた一覧を作成し、緊急度及び優先度の高いものから順に、修繕・撤去を進めていくこととした。
93	意見29	水産海洋 研究所	事 業 の 期 間 の 長 期 化等につい て	試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものとする。	試験研究の評価に使用する様式に研究目標及び研究期間の始期と終期を記載する欄を設けた。
95	指摘 8	水産海洋 研究所佐 渡水産技 術センタ ー	試 薬 等 の 管理につい て	「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」では、試薬等の保有状況については最低年2回は実施することと規定されている。 この点、ヒアリングを実施した際、年2回の試薬等の在庫調査を実施していたが、使用記録簿保有状況の更新がなされておらず、規定されている在庫調査の突合がなされていない状況であった。試薬等使用記録簿保有状況を更新して突合することによる規定どおりの在庫調査を実施すべきである。	試薬等の在庫調査時に、使用記録簿との突合を徹底するとともに、使用記録簿の内容確認は、複数人で行うこととした。

95	意見30	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	不 用 な 試 薬 等 の 処 分 について	使用期限切れの不用な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定していることから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	試薬管理簿に使用期限等を記録し、定期的な処分を実施することとする。 また、他の試験研究機関との共同処分についても検討し、適切な管理に努める。
96	指摘 9	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	競 争 的 資 金 に 係 る 内 部 監 査 の 実施 について	「新潟県水産海洋研究所における公的研究費の適正な取り扱いに関する規程」を定め、内部監査を実施することを規定しているが、同研究所からの回答では、「不正防止計画推進部署である総務課が、適正な研究費の執行となるよう通常業務の中で内部牽制を行っている」とのことであったが、上記規程の内部監査は実施されていないことが判明した。そこで、上記規程に従った内部監査をきちんと行うべきである。	「競争的資金を中心とした公募型の研究資金の内部監査の手引き」を策定し、不正防止計画推進部署である総務課と連携して内部監査を実施することとした。
97	指摘10	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	施 設 の 老 朽 化 等 について	各建物は耐震基準を満たしてはおらず、特に、餌料馴致棟の屋根の破損が目立ち、応急処置で利用している状況であった。使用していない地下タンク（ボイラー用（A 重油用））については、佐渡市消防本部予防課からは除去を求められているとのことであった。施設内のエアコンが壊れたままとなっている個所もあった。 施設の破損が生じた場合には営造物責任（国家賠償法第2条）が発生することになる。また、そのような被災により、貴重な研究資産、成果が失われるおそれもある。加えて、施設に勤務する職員のために安全かつ必要十分な職場環境が提供できているのか疑問といえる。 機能保全計画を策定のうえ、緊急性の高いものから順に修繕や施設の解体等の対応をしていくべきである。	修繕・撤去等の必要な施設等を取りまとめた一覧を作成し、緊急度及び優先度の高いものから順に、修繕・撤去を進めていくこととした。
99	意見31	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	事 業 の 期 間 の 長 期 化 等 について	試験研究の成果を検証するためには、研究目標を個別具体的に設定するとともに、その試験研究期間の始期と終期を具体的に設定することで、当該期間内に研究目標である結果が得られたかやその効果を検証できるものとする。	試験研究の評価に使用する様式に研究目標及び研究期間の始期と終期を記載する欄を設けた。

100	意見32	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	防犯カメラの設置について	当センターは施設が広く、また、職員が少ないこともあり、アワビなどの研究対象でかつ市場価値があるものの盗難等の防犯上のリスクが極めて高いと思料される。防犯カメラ等の設置をすべきである。	市場価値の高いアワビ等研究対象生物を管理する施設にはネットカメラを設置するとともに、カメラ設置の警告看板による防犯対策を講じた。
100	意見33	水産海洋研究所佐渡水産技術センター	職員体制、業務の省力化・効率化への対応について	潜水を伴う業務は複数名で行うため、パート職員の勤務時間との関係で、当事業所に職員が不在等になる時間が生じることがある。このような不在時間が生じる場合には、勤務事務所（佐渡水産庁舎）に電話を転送して対応しているとのことである。また、調査適期が限られている背景もあり、一部、予定されていた研究（磯焼け回復状況の調査）についても、業務過多で手が回らず、年度内には実施できなかったとのことであった。 限られた人員体制の中でも必要な研究活動が十分行えるよう、業務の効率化や、場合によっては、研究テーマを絞る等も視野に入れた改善をすべきである。	職員の潜水資格取得の推進により、潜水業務が可能な職員体制を強化し、業務の円滑な遂行に努める。 また、水産海洋研究所と佐渡水産技術センターの業務連携や情報共有を推進し、業務の効率化に取り組むこととする。
101	指摘11	内水面水産試験場	毒劇物の管理体制について	「試薬等の保管・使用・取扱要領」では、保管庫鍵を受領する際には委員長（場長）への口頭での申し出のみとなっており保管庫鍵の受払簿等が無い場合、記録として残らないことになる。その場合、接触可能であった者について記録化されていないため、委員長（場長）の記憶以外の証拠がないことになる。「使用者は、試薬等を使用するときは、『試薬等受払簿』に使用者名、使用年月日、使用量を記入し、『使用責任者』に承認を受け、保管区分に応じて試薬等の保管庫鍵を受領する」との要領を設け、毒劇物の使用内容とともに鍵の受領についても承認を得るとの取組を取れば、保管庫鍵の受領についても記録化することが可能となることから、より厳格で安全な取扱手続きを求めることが必要と考える。	保管庫鍵の受払簿を整備し、使用者名、使用年月日、使用責任者の承認等について記録するよう保管庫鍵の管理の適正化を図るとともに、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」に所要の改訂を行った。

102	意見34	内水面水産試験場	不 用 な 試 薬 等 の 処 分 について	使用期限切れの不要な薬品が相当数残置されている状況が見受けられた。この点、「試薬等の保管・使用・管理・取扱要領」においては、速やかに適切な処分を行うと規定していることから、当該薬品が不用となった時点で、できる限り個別に速やかに処分すべきである。また、処分費用の効率化のため、他の試験研究機関で不用となった薬品について、県がとりまとめるなどして一括して処分をするなども検討すべきである。	試薬管理簿に使用期限等を記録し、定期的な処分を実施することとする。 また、他の試験研究機関との共同処分についても検討し、適切な管理に努める。
103	意見35	内水面水産試験場	網 羅 的 な 要 綱 等 の 作成について	産学と共同の研究がいくつか行われており、その際には、独自に共同研究実施規程を定めて運用しているとのことであるが、外部機関との共同研究、研究協力、委託研究等については、県の他の研究機関と共通する部分が多いため、当场のような小規模の研究機関で、要綱、要領すべてを独自に定めるのではなく、県全体で網羅的な要綱を定め、各部局で要領、各試験場で実施規程を定める等、統一感がある仕組みを構築することが望ましいと考える。	他の試験研究機関との共通事項を網羅した統一的な要綱等の策定について検討する。
103	意見36	内水面水産試験場	キャッシュレス化の対応について	生産物の売払いや保証金の受領時には、現金で行っている。しかし、現金の取り扱い、紛失、横領等のリスクもあるほか、現金管理、入出金の記録、人手を要する精算作業など、多くの手間がかかる。キャッシュレス化により、これらの手続きがデジタル化され、迅速化のほか、不正防止や監査の際の透明性が向上することから、キャッシュレス化の対応を検討すべきである。	キャッシュレス化の対応について検討する。
104	意見37	内水面水産試験場	生 産 物 の 払 下 げ に 関 する 価 格 設 定 の 方 法 について	錦鯉の価格設定は現物の品質に相応して決められるものであり、物価上昇を反映させることがなかなか難しいとのことであるが、水道光熱費や輸送費等の物価上昇、さらには、令和2年度から参考見積を取っていないこと等を考慮すると、再び参考見積を取ることを検討すべきである。	参考見積を徴収した。
105	意見38	森林研究所	職 員 体 制 、 業 務 の 省 力 化 ・ 効 率 化 への 対 応 について	業務は件数だけ見ても相当数あることから、研究員1人あたりの担当件数もかなり多い。そこで、業務の省力化や効率化を図ることで、研究員により研究に注力できるよう検討すべきである。	相談記録のデータベース化や、研修会の重複開催を避けるために事前に関係者周知を行うなど、業務の省力化・効率化を実施した。

105	意見39	森林研究所	成果目標の設定について	森林研究所では「市場での売上・生産量などの数値目標は困難であり、設定はしていない」とのことであったが、試験研究テーマの有用性を検証するためにも、その試験研究の結果によりどのような効果を期待するのかの具体的な数値目標を設定し、実際にどのように普及したのかの調査が必要であると考え。研究開発結果の普及率については普及員が調査しているとのことであることから、可能な範囲での目標設定を行っていくべきである。	新規課題検討の際の作成資料に数値目標の記入欄を設け、数値化可能な課題について具体的な数値目標を設定することとした。
106	意見40	森林研究所	不用品物の処分について	不用品となった物品については、新潟県物品会計規則の規定に従い、処分を進めていくべきである。この点、森林研究所の監査実施時にも、不用品になった機器等がそのまま置かれている状況が散見されたが、処分を行う事務職員の不足や、処分費（予算）の不足により着手できていないとの説明があった。また、備品のうち「使用していない」との記載のある物については、今後の使用可能性を考慮しつつ、処分をするか引き続き保管するかを決めていくべきと考える。	不用品となった物品のリストを作成し、計画的な処分を進めていくこととした。
107	意見41	森林研究所	必要な機材の修理について	森林研究所の「備品一覧表」によると、必要と思われる機材のうち「故障中」のままとなっているものが散見された。試験研究に必要な物品であれば速やかに修理の上使用されるべきであり、また、不用品であれば、処分すべきである。	試験研究における必要性等の観点から機材の要否について検討し、計画的な修理や処分を進めていくこととした。